

参考例

様式 1

事業者番号	09XXXXXXXXXXXX
-------	----------------

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

運輸局長 殿

住 所 ○-○-○
氏名又は名称 ○○○運送株式会社
代表者の氏名 ○○ ○○ ㊟
電話番号 000-000-0000

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金を下記のとおり設定（変更）したので、
貨物自動車運送事業報告規則第 2 条の 2 の規定に基づき届出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

住 所 ○-○-○
氏名又は名称 ○○○運送株式会社
代表者の氏名 ○○ ○○

2. 事業の種別

一般貨物自動車運送事業

3. 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

全国

4. 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種 類 貸切運賃 燃料サーチャージ（別添 1 のとおり）
新) 運賃及び 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和 2 年国土
料金の額 交通省告示第 575 号）のとおり
（適用）北海道 東北 関東 北陸信越 中部
近畿 中国 四国 九州 沖縄
適用方法 別添 2 のとおり

旧) H 2 運賃 H 6 公示運賃 H 9 公示運賃 H 1 1 公示運賃
その他（別添 3 のとおり）

5. 実施日

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日より実施

貸切運賃料金適用方

I. 距離制運賃料金適用方

(適用する運送)

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合に適用します。

(特殊運賃との関係)

2. この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これらに関する運賃及び料金を届け出た場合には適用しません。

(運賃料金計算の基本)

3. (1) 運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。
(2) 車両が2両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは2両以上の車両を1車として計算します。ただし、荷主が異なるとき又は発地若しくは着地が異なるときは、それぞれの車両を1車として計算します。
(3) 継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両にかかわらず、当該基準車両による運賃を適用することができます。

(運賃計算の方法)

4. (1) 運賃は使用車両の最大積載量及び運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額(以下「基準運賃」といいます。)の上下それぞれ●●%の範囲内で計算します。なお、10kmに満たない走行キロは10kmに切り上げて計算します。
(2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ●●%の範囲内で計算します。

(端数の処理)

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。
(1) 計算した金額が●●円未満のときは、●●円未満の端数は●●円に切り上げます。
(2) 計算した金額が●●円を超えるときは、●●円未満の端数は●●円に、●●円を超え、●●円未満の端数は●●円に切り上げます。

(キロ程の計算)

6. 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

(割増率及び割引率の重複する場合の計算)

7. 2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

(個建契約運賃)

8. 長期にわたって計画的かつ大量に出荷される次の(1)の各号に該当する貨物の運送契約(文書をもって運送契約を締結したものに限り、)をする場合には、運送区間ごとに(2)の式により算出した1個当りの運賃を適用することができます。ただし、1回の出荷量が基準車両の積載可能個数の●●%以上ある場合に限り、なお、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

(1) ①単一品目であること

②荷姿が一定していること

③1個の重量又は容積が一定していること

(2) {基準車両(運賃計算の対象となる車両)による基準運賃}

÷{(当該貨物の基準車両積載可能個数) × ●● (%)}

(特殊車両割増)

9. 冷蔵・冷凍車両を使用した場合は、基準運賃×0.2により算出した金額(その他の特殊車両を使用した場合は、別途定める割増率により算出した金額)を加算します。ただし、積載した貨物に別途定める品目別割増を適用した場合には適用しません。

(休日割増)

10. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

(深夜・早朝割増)

11. 深夜・早朝割増の適用時間(午後10時から午前5時まで)に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

(品目別割増)

12. 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。

(特大品割増)

13. 貨物の長さ(高さを含みます。)、重量又は容積が特に大きなときは、所定の割増率を適用します。

(悪路割増)

14. 運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃×●●

(冬期割増)

15. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃×●●

(地区割増料)

16. 貨物の発地又は着地が、●●の区域である場合には所定の地区割増料を収受します。ただし、貨物の発地又は着地が同一区域内又は隣接区域間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

(長期契約割引)

17. ●ヶ月以上にわたる契約（文書をもって運送契約を締結したものに限り、）により、継続かつ反復して運送される貨物（1回の運送距離が●●キロメートルを超えるものに限り、）については、基準運賃に対して●●%以内の割引率を適用することができます。

(往復貨物の割引)

18. 1個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送（それぞれ●●キロメートル以上の運送に限り、）を行う場合であって、次の（1）又は（2）に該当するときには、往路及び復路の基準運賃について、それぞれ●●%以内の割引率を適用することができます。ただし、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

（1）往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合

（2）往路の荷主が復路の貨物をあっせんし、その運賃料金の支払いについて連帯責任を負う場合

(待機時間料)

19. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により待機した時間（貨物の積込み又は取卸しの時間を除きます。）が30分を超える部分については、所定の待機時間料を収受します。なお、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて計算するものとします。

(積込料、取卸料及び附帯業務料)

20. 積込み又は取卸しを引き受けた場合における積込料及び取卸料並びにその他品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検収・検品、横持ち及び

縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の運送に附帯する業務に係る附帯業務料については、別に定めるところにより収受します。なお、積込料又は取卸料を収受する場合において、J I S規格のパレット（荷主側の提供したものに限り、）の使用等により積込み又は取卸しに要する時間が短縮された場合には、短縮された時間について、積込料又は取卸料から減額します。

（消費税及び地方消費税の加算方法）

21. （１）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
- （２）前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。

（実費）

22. 有料道路利用料、フェリー利用料その他実費として生じる費用については、当該実費として生じた額を収受します。

（計算の順序）

23. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。
 - ①使用車両及び運送距離による運賃の計算
 - ②割増率及び割引率の適用の計算
 - ③上下それぞれ●%幅の適用計算
 - ④5による運賃の端数処理
 - ⑤諸料金（端数処理を含む。）の計算
 - ⑥21による加算の計算
 - ⑦実費の計算

（その他）

24. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取決め又は慣習によるものとします。

Ⅱ. 時間制運賃料金適用方

(運賃料金計算の基本)

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合であって、荷主との契約で時間制運賃によることとした場合に適用します。
2. この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別（8時間制又は4時間制の別）ごとに計算します。

(走行キロ及び時間の計算)

3. 走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰着するまでに行います。なお、10kmに満たない走行キロは10kmに、1時間に満たない作業時間は1時間に、それぞれ切り上げて計算します。

(従業員)

4. 運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。

(距離制運賃料金適用方の準用)

5. 距離制運賃料金適用方の1（適用する運送）、2（特殊運賃との関係）、4（運賃計算の方法）、5（端数の処理）、7（割増率及び割引率が重複する場合の計算）、9から15まで（特殊車両割増、休日割増、深夜・早朝割増、品目別割増、特大品割増、悪路割増、冬期割増）、20から24まで（積込料、取卸料及び附帯業務料、消費税及び地方消費税の加算方法、実費、計算の順序、その他）は、時間制運賃料金を適用する場合に準用します。

○運賃割増率

1. 品目割増

項目	内訳	割増率
易 損 品	1. レントゲン機械, 電子計算機等精密機器及びその部品 2. 宮, みこし, 仏壇, 神仏像 3. ピアノ, その他楽器類及びその部品又は付属品 4. 度量衡器及びその部品	●割以上の臨時の約束による。
危 険 品	1. 高圧ガス保安法に定める品目 2. 消防法に定める品目 3. 毒物及び劇物取締法に定める品目	●割以上の臨時の約束による。ただし特定毒物については, ●割以上の臨時の約束による。
	4. 火薬類取締法に定める品目 5. 放射性物質及びこれに類するもの	●割以上の臨時の約束による。
特 殊 物 件	1. 引越荷物, 生きた動物, 鮮魚介類	●割
	2. 屍 体	●割
汚 わ い 品	生さなぎ, 骨の類, ぼうこう, あま皮, うろこ, 内臓, 塵芥等の廃棄物, し尿	●割
貴重品, 高価品	貨幣, 証券類, 貴金属その他高価品で貨物運送約款第9条第1項に掲げる貨物	●割以上の臨時の約束による。

2. 特大品割増

1個の長さが荷台の長さとその長さの●割を加えたもの, 重量1トン又は容積5立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが3.8メートル以上又は長さが12メートル以上となるもの。	●割以上の臨時の約束による。

3. 悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所 ならびに自動車道以外の場所に限る。	●割
---	----

4. 冬期割増

地域	期間	割増率
北海道	自 11月16日	●割
	至 4月15日	
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自 12月1日	●割
岩手県のうち,北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち,会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち,高山市・大野郡・下呂市・郡上市		
	至 3月31日	

5. 地区割増料

地域 \ 車種別	小型車	中型車	大型車	トレーラー
	●●	●●円	●●円	●●円
●●	●●円	●●円	●●円	●●円

○積込料及び取卸料

	上限	下限
●時間ごとに	●円	●円

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受

※作業員1人あたりの料金

○ I. 距離制運賃料金適用方 9. 特殊車両割増の別表

※告示に規定される冷蔵・冷凍車両以外の特殊車両に係る割増率は、下表のとおりとします。

特 殊 車 両	割増率
ダンプ車両	●割
タンク車両	●割
海上コンテナ車両	●割
積載型トラッククレーン車両（ユニック車両等）	●割
塵芥車両	●割

標準的な運賃 計算シート（簡易版） 利用要領



公益社団法人

全日本トラック協会

Japan Trucking Association

計算シートの作成趣旨

- ・（公社）全日本トラック協会では、自社の現状把握と今後の運賃設定の際の参考として活用していただくことを目的に、簡易版「標準的な運賃計算シート」を作成しました。
- ・この計算シートは、距離制運賃及び時間制運賃における「基準運賃」を算出するための簡易な計算シートで、国土交通省が告示した基準運賃表を踏まえ、算出できます。
- ・計算シートの簡易版は、複雑な事項（割増・割引、幅運賃等）を除外しているため、シンプルに素早く標準的な運賃を算出できます。

計算シートの活用方法

- ・この計算シートでは、営業所の所在地、車両情報、実車キロ程等を入力するだけで、標準的な運賃（基準運賃表）に基づく、距離制運賃・時間制運賃をピンポイントで算出することができます。また、現行の收受運賃単価（または見積運賃単価）を入力すれば、標準的な運賃との差額等を計算できます。
（1シートで100パターンの算出が可能）
- ・以下の赤字箇所は、計算するための必須項目となります。
 - ✓ 営業所が所在する都道府県
 - ✓ 車両の最大積載量、車両総重量（トン単位・・・kg単位では正しく算出できません）
 - ✓ 距離制運賃 → 実車キロ程
 - ✓ 時間制運賃 → 拘束時間及び走行キロ（指定時間から車庫等への帰着まで）

簡易版計算シート：対応できない事項

- このシートは簡易版のため、次の計算に対応できません。
- ・積込料・取卸料、附带業務料などの料金の加算
 - ・待機時間料、燃料サーチャージの加算
 - ・高速道路利用料金、フェリー料金等の実費の加算
 - ・幅運賃の算出
 - ・割増・割引の算出
 - ・端数処理の基準設定
 - ・個建運賃の算出 他

○この計算シートに関するご質問、お問合せ先：日本PMIコンサルティング株式会社
電話：03-6273-1480 メール：m-saito@pmic.co.jp

条件設定シート

入力の留意事項

※赤字は必須入力

1

管理番号	車番、ナンバー等	足立100/あ1111
営業所の所在地	都道府県	埼玉県
車両情報	単車・トレーラー	単車
	最大積載量(トン単位)	14.00トン
	車両総重量(トン単位)	24.00トン
発着地	発地	埼玉・川口
	着地	大阪・豊中
距離制運賃:算出条件	実車キロ程	550km
時間制運賃:算出条件		
1日目	拘束時間	11.00時間
	走行キロ	550km
2日目	拘束時間	11.00時間
	走行キロ	550km
収受・見積/運賃単価(消費税等込)		140,000円

2

・管理番号は、ナンバープレート、車両番号などをに入力します。

・適用する基準運賃表を決める項目で、営業所の所在地を都道府県等を選択します。

・トレーラーの場合、必ず選択します。
※トレーラーとは、牽引車と被牽引車を連結した車両

・最大積載量、車両総重量は車検証から、「トン単位」でに入力します。(kg単位では正確に算出できません)

・発着地は管理上必要があればに入力しますが、算出の必須条件ではありません。

・距離制運賃は、実車キロ程をに入力します。
時間制運賃を算出する場合には、未入力でも可。

・時間制運賃は、指定場所から自社車庫等までの拘束時間及び走行キロをに入力します。(労働基準法の休憩時間を除外)
・1日で完了する場合、2日目のは不要。

・現在収受している運賃単価、見積の運賃単価をに入力します。

以下は入力不要、自動計算されます

算出条件	管轄運輸局	関東運輸局
	適用車種区分	大型車
距離制運賃 算出額	基準運賃額	168,860
	端数処理後①	169,000
	消費税及び地方消費税②	16,900
	合計額(①+②)	185,900
時間制運賃 《1日目》	基本料金	57,900
	時間加算額	12,840
	距離加算額	21,420
	小計③	92,160
時間制運賃 《2日目》	基本料金	57,900
	時間加算額	12,840
	距離加算額	21,420
	小計④	92,160
時間制運賃 合計額	合計額(③+④)	184,320
	端数処理後⑤	184,500
	消費税及び地方消費税⑥	18,450
	合計額(消費税加算⑤+⑥)	202,950
実勢運賃額、見積運賃額 との比較	距離制運賃との比較	▲45,900
	格差率(格差額÷收受運賃等)	▲33%
	時間制運賃との比較	▲62,950
	格差率(格差額÷收受運賃等)	▲45%

・算出条件は、都道府県により管轄運輸局、最大積載量及び車両総重量から適用車種区分が自動選択されます。

・距離制運賃は、基準運賃額、消費税等、合計額が算出されます。

・時間制運賃は、基準運賃額、時間/距離間の加算額、消費税等、合計額が算出されます。
・1日目のみ入力した場合、計算結果には2日目は算出されません。

・現在收受している運賃額、見積額と比較した額が算出され、標準的な運賃を基準に、現行の運賃単価の水準を判定できます。
算式： $\text{收受・見積額} - \text{距離制/時間制の運賃(消費税加算後の合計額)}$
格差率： $\text{上記差額} \div \text{收受運賃等}$